



©2010 熊本県くまモン

令和8年度（2026年度）

第1回熊本県中学校部活動の地域展開に係るコーディネーター及び担当者等研修会

令和8年5月12日（火）
県立学校教育局体育保健課

<本日の内容>

- 0 1 改革推進期間における県内の状況と課題
- 0 2 国のガイドラインについて
- 0 3 県の改革方針について
- 0 4 市町村の皆様へのお願い

0 1 改革推進期間（令和5～7年度）における 県内の状況と課題

県内市町村の取組状況

取組状況	市町村数	備考
休日展開完了	7	令和8年度末を完了予定としている市町村は、11市町村
地域クラブ活動設置	23	23市町村に137クラブが設置
検討委員会等の検討組織設置	44	全市町村に設置済
コーディネーター配置	21	21市町村に29人が配置

(令和8年2月調査及び3月ヒアリングより)

県内市町村の課題

	令和5年6月	令和6年8月	令和7年11月	令和8年2月
指導者の確保	39	37	42	42
財政的支援の在り方	18	26	32	27
会費等の取扱い	12	13	18	24
平日と休日の指導者の連携	12	8	11	10
大会参加の在り方	4	8	11	7
十分に検討できていない	20	3	4	1

※複数回答

南関町

課題

- ・ 生徒のニーズにあった部活動がない。
- ・ 部活動において生徒の活動が受け身になっている。



ワークショップやスポーツ体験会を通して、自主性・自律性が向上。生徒自ら企画・運営するイベントを提案。

大津町

課題

- ・ 指導者が不足している。
- ・ 専門性を持たない種目を担当する顧問の負担が大きい。



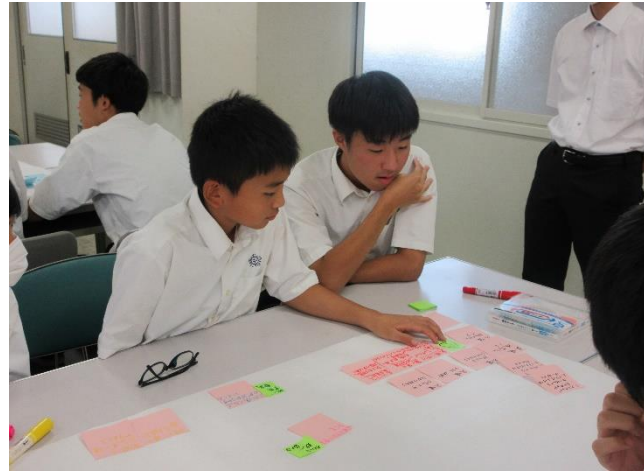
大学生をアシスタントコーチとして活用し、大学生生活に向けたスキームを構築。練習や自主練習で活用できる動画を作成し、その動画の活用が顧問の負担軽減になることを検証。

県立中学校の取組

学校所在地市町村（玉名市、八代市、宇土市）の地域展開の進捗状況が異なる状況。



学校所在地市町村の協力を得ながら、学校の実情に合わせて、検討委員会、ワークショップ、スポーツ体験会を実施。



引き続き、学校所在地市町村と連携しながら、県立中学校の地域展開を推進する。

02 国のガイドラインについて

※ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(令和7年12月文部科学省策定)

(1) 改革期間

令和8年度～令和13年度→「**改革実行期間**」

前期：令和8年度～令和10年度

後期：令和11年度～令和13年度

(2) 取組方針

○休日について

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

○平日について

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。

県の役割

- 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、**市町村に対するきめ細かな支援等を実施。**
- 一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた**広域的な基盤づくり**を実施。

市町村の役割

- **改革の責任主体**として、幅広い関係者との連携・協働の下地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。
- 特に、地域クラブ活動の位置づけ(学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創造)を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、**地域クラブ活動の認定**や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施。

地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情に応じた適切な形態等で実施することが重要。

認定制度の趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、**国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続きに基づき、市町村等において認定を行う**仕組みを構築する。
- 認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。
認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす。

認定制度の要件 ※一部抜粋

- ① **学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動**であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② **適切な活動時期や休養日が設定**されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な参加費等**が設定されていること
- ④ **適切な指導の実施体制が確保**されていること
- ⑤ **適切な安全確保の体制が確保**されていること
- ⑥ **適切な運営体制が確保**されていること
- ⑦ **学校等との連携**が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。

※市町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられる。

03 県の改革方針について

※ 「熊本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する改革方針」
(令和8年12月熊本県教育委員会策定)

取組方針

○休日について

休日の改革は、**令和13年度末までに、全ての市町村において地域展開の完了を目指す**。また、現時点で休日の改革に着手していない市町村においても、令和10年度末までに確実に地域展開等に着手できるようにする。

※「地域展開等に着手」とは

- ①子供たちのニーズや実態の把握
- ②推進計画の策定（改革の方針・完了までの具体的なスケジュールの明確化）
- ③指導者・活動場所・移動手段・資金等の確保に向けた具体的な準備

○平日について

平日の改革は、準備が整った地域、学校、種目から順次、地域展開を進める。

なお、平日の改革については、今後、国が行う、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を参考にしながら、地域の実情に応じて進めることとする。

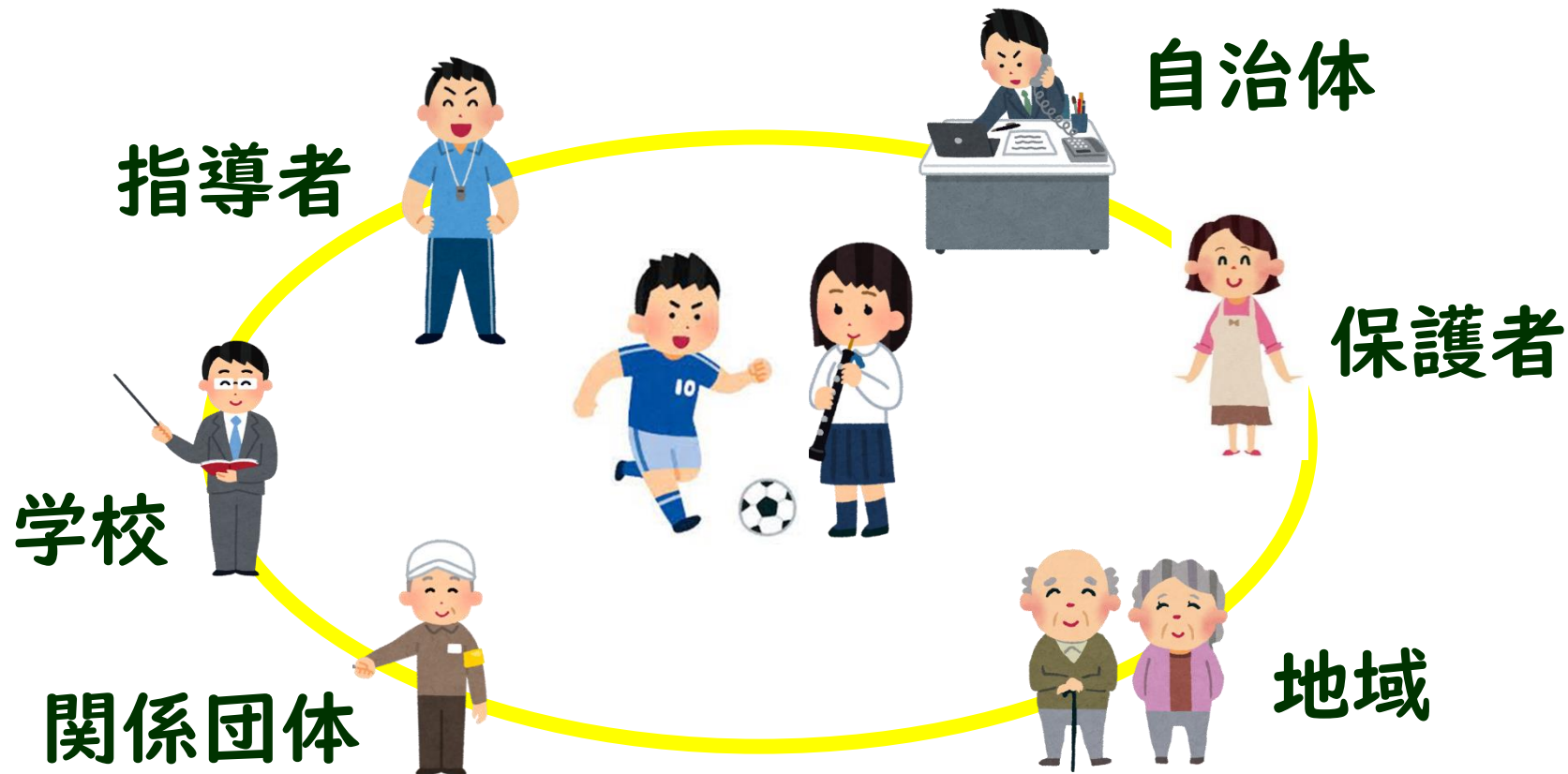
「子供が主役」とは

熊本県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する改革方針

～子供が主役となる部活動の地域展開に向けて～



子供たちへのアンケート調査やワークショップを実施するなどして子供たちの多様なニーズに応じた取組を進める。



(1) 市町村との連携に向けた取組

- 市町村ヒアリング（年2回）※6月、12月実施予定
- 市町村ミーティング（県北、県央、県内での開催）※8月開催予定
- コーディネーター研修会（年2回）※5月、11月開催予定

(2) 課題解決に向けた取組

- 熊本県地域クラブサポーターバンクの運営・システム改善
- 指導者研修会の開催（年3回）※オンデマンド配信も予定
- 民間企業と連携した伴走支援の実施
- 広域連携の基盤づくりの実施

04 市町村の皆様へのお願い

認定制度の要件 ※一部抜粋

- ① **学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動**であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② **適切な活動時期や休養日が設定**されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な参加費等**が設定されていること
- ④ **適切な指導の実施体制が確保**されていること
- ⑤ **適切な安全確保の体制が確保**されておること
- ⑥ **適切な運営体制が確保**されていること
- ⑦ **学校等との連携**が適切に行われていること

※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和8年度末まで）。

※市町村等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられる。

地域クラブ活動認定制度手順（例）

実態調査の実施

現状、ニーズ、課題等の把握



協議会等（検討組織）での検討

地域展開の方針、活動時間、活動場所、認定要件、完了までのスケジュール等



推進計画の策定



認定手続きの実施

- ①地域クラブ活動が運営団体へ申請書等を提出
※申請書、誓約事項、活動計画書、規約等
- ②運営団体が市町村へ申請書等を提出
- ③市町村による審査（ヒアリング、現地確認の実施）
- ④認定

認定制度を進める上で予想されること

民間クラブ等が認定を求めてくる可能性がある。



確認事項

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。



各市町村において、認定要件、手続きのスケジュール、メリット等を検討した上で、認定制度を実施する必要がある。

生徒が所属する中学校との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校との適切な連携を図ることが重要

- 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校に共有すること。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ること。
- 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校と必要な連絡調整等を行うこと。
- 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うこと。

- ・活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICTや既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・令和6年12月に学習指導要領解説が改定され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

教師等の兼職兼業

○地域クラブ活動で指導する指導者の人数→394人(23市町村)

○指導者の中で兼職兼業の許可を得て指導を行っている教職員の人数→106人(12市町村)

※令和8年2月調査

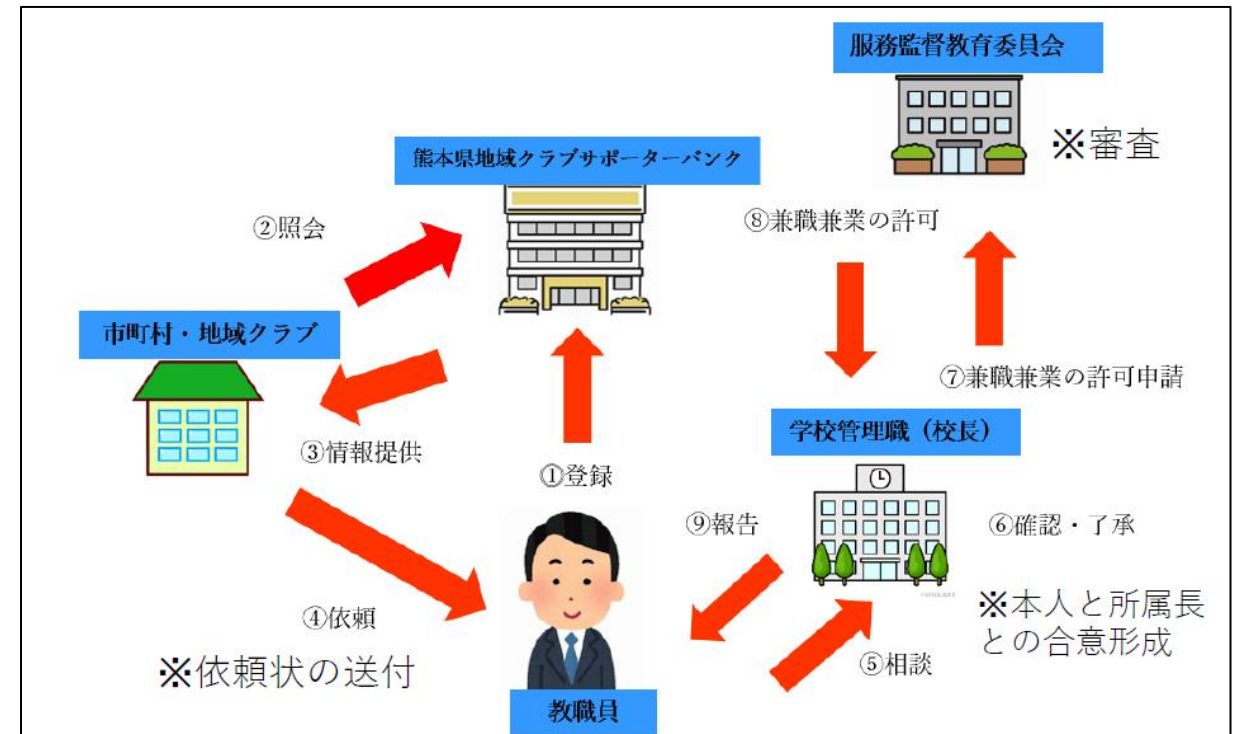
教員等の兼職兼業について

※国ガイドラインより

学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」(令和5年1月文部科学省)等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。(国ガイドラインより)

兼職兼業の許可を受けるまでのプロセスについて

※熊本県地域クラブサポーターバンクHPより



学校における労働時間と地域団体における「労働時間」を通算した時間から法定労働時間を差し引いた時間が、**単月100時間未満、複数月平均80時間以内**とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないこととするが、運用にあたっては、教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校時間」と地域団体における「労働時間」の通算が45時間以内になることが望ましい。

い。※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」
(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)より



希望する教職員の勤務実態、心身の健康状態、本務への支障がないかということ踏まえて判断する必要がある。

コーディネーターの配置

- コーディネーターを配置している市町村数→21市町村
- 配置されているコーディネーターの人数→29人

※令和8年2月調査

コーディネーター配置→市町村の負担軽減+体制整備の促進

学校・指導者・保護者・関係
団体・施設管理等との調整

国や県の補助事業への申請・
報告

国や県の調査に係る業務



検討委員会・説明会・研修会等
の計画・準備

会費や指導者謝礼等の会計事務
業務 などなど

※国の補助事業への申請状況・・・22市町村
地方公共団体の体制整備等（コーディネーターの配置、人材バンクの設置、指導者研修等
に係る経費等）

子供たちのよりよい未来を
つくっていきましょう！

